

平成二十年三月十三日提出
質問第一七二号

大臣答弁と住民要求に反する場外舟券売場設置の要件緩和通達に関する質問主意書

提出者 穀田 恵二

大臣答弁と住民要求に反する場合外舟券売場設置の要件緩和通達に関する質問主意書

国土交通省は、これまでモーターボート場外舟券売場の設置にあたり、地元との調整を重視し、「地元自治会（町内会）の同意」「市町村の長の同意」「市町村の議会が反対を議決していないこと」の三点、いわゆる地元合意三要件を確認する運用を行ってきた。

ところが、この四月一日より、三要件のうち議会の反対決議に関する要件を削除する旨の国土交通省海事局総務課長名の通達が二月十五日に発出された。この通達の内容は、国会での大臣答弁に反するものであり、ただちに撤回すべきである。

従って、次の事項について質問する。

一 地元合意三要件から議会の反対決議に関する要件を削除する今回の通達は、住民及び議会の意思を軽視し、住民合意のない場合外舟券売場設置を促進するものであると考えるが、政府の見解如何。

二 冬柴鐵三国土交通大臣は、二〇〇七年三月二十三日衆議院国土交通委員会で、三要件について「踏襲しようと思う」「今のところはこれでいい」と答弁している。この答弁に反する通達を、大臣に諮ることなく発出したことは重大であり、撤回すべきであると考えるが、政府の見解如何。

三 冬柴大臣は、同委員会で、「被害、影響を受ける地域の住民の理解が得られることが非常に大事だ。大部分の了解・理解をいただくことが大事だ。そうでないと円滑な運営はできない」と答弁している。

この大臣答弁にもとづき、国交省は、場外舟券売場の設置許可にあたり、対象を極めて狭く限定した「地元自治会の同意」にとどまらず、影響を受ける住民の意見を広く反映させるよう運用を改めることこそ行うべきである。

住民の意見が十分反映されるように場外舟券売場設置許可に関する運用基準の改定を検討するため、住民も参加した検討会を設置すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。